

相楽東部広域要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成 20 年 12 月 22 日
要 綱 第 3 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、要保護児童（法第 6 条の 3 に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護を図るため、相楽東部広域要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 要保護児童に対する援助に関すること。
- (2) 要保護児童に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関すること。
- (3) 要保護児童に関する広報・啓発の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、別表に掲げる関係機関の代表者をもって構成し、広域連合長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- (2) 会長は、協議会を総括する。
- (3) 副会長は、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(組織)

第 5 条 協議会は、代表者会議及び実務者会議によって組織する。

(代表者会議)

第 6 条 代表者会議は、第 3 条に定める委員で構成する。

- 2 代表者会議は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 3 代表者会議は、要保護児童への支援活動が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 要保護児童とその支援に関する方法、体制等の検討に関すること。
 - (2) その他、協議会の設置目的を達成するために必要なこと。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、町村毎に設置しその構成及び開催については、各町村において別に定めるものとする。

2 実務者会議は、実務者の知識及び経験を要保護児童の支援等に関する施策に反映させるため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童の実態調査及び把握に関すること。
- (2) 要保護児童の支援活動に関すること。
- (3) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要なこと。

(守秘義務)

第8条 協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 関係機関から構成される協議会が効果的に機能するため、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、相楽東部広域連合事務局を指定する。

2 調整機関は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会に関する事務の総括。
- (2) 支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年要綱第1号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条・第6条関係）

区 分	関係機関	人員
児童福祉機関	京都府宇治児童相談所	1
	相楽東部三町村各主任児童委員	3
	笠置町保健福祉課	1
	和東町福祉課	1
	南山城村保健福祉課	1
保健医療機関	相楽東部三町村医師会	1
	京都府山城南保健所	1
教育機関	相楽東部広域連合教育委員会	1
警察・司法機関	京都府木津警察署	1
	相楽東部三町村各人権擁護委員	3